

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正概要

体 系		修正の内容
第1章 地震災害対策の計画的な推進		
第2節	神奈川の自然的、社会的条件	・時点修正による面積、道路交通及び鉄道交通に関する数値の修正
第3節	地震被害の想定	・地震の発生確率の修正（元禄型関東地震及び相模トラフ沿いの最大クラスの地震） ・被害想定結果に関する注釈の追記
第5節	地震に関する観測・調査研究の推進	・新たな調査研究への参加など、現時点での状況に合わせた内容の追記
第6節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	・国有財産の無償貸付等について、災害発生の際の蓋然性が高い場合も含む旨の追記 ・指定公共機関の社名変更に伴う修正
第2章 都市の安全性の向上		
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）の成立・施行を踏まえた内容の追記・修正
第2節	防災空間の確保	・時点修正による数値の修正等
第6節	ライフラインの安全対策	・該当機関の業務分担に伴う社名の追記
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	・A I やデジタル技術の活用等のD Xの推進や防災行政通信網の再整備に伴い修正
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	・災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について追記（R4.6 防災基本計画修正の反映）
第3節	救助・救急、消火活動体制の充実	・時点修正による数値の修正
第5節	避難対策	・食物アレルギーに配慮した食料備蓄や、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等について追記（R4.6 防災基本計画修正の反映） ・市町村の避難所運営を支援するための職員応援について追記 ・新型コロナウイルス感染症に関する内容の削除
第7節	要配慮者等に対する対策	・障害者の避難や障害福祉推進条例について追記 ・個別避難計画の作成、医療的ケアを必要とする者について追記（R4.6 防災基本計画修正の反映）
第9節	医療・救護・防疫対策	・災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）について、第7節に含める修正をしたため削除

体 系		修正の内容
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	・緊急輸送道路とする路線数の修正
第12節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	・応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録人数の時点更新
第14節	災害廃棄物等の処理対策	・神奈川県災害廃棄物処理計画に合わせた修正
第15節	広域応援体制等の拡充	・新型コロナウイルスに関する内容の削除
第18節	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に自宅の倒壊や浸水などの被害が無く、安全が確認できる場合、在宅避難が有効であることなど、在宅避難に対する知識や必要な備蓄の普及啓発を進める必要があることを追記 ・神奈川県を震源に発生した関東大震災の遺構や記録を活用し、県民の防災意識の向上に向けた普及啓発に取り組むことを追記 ・大規模災害時に課題となるトイレの確保や携帯トイレ等の備蓄の重要性に関する普及啓発を強化することを追記 ・緊急地震速報の発表基準に長周期地震動の階級の予想が追加されたこと、及び高層建造物における防災対策を周知することを追記
第19節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する内容の削除 ・県有施設における、避難訓練の実施状況を調査し、調査結果を公表することを追記
第4章 災害時の応急活動対策		
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について追記（R4.6 防災基本計画修正の反映） ・防災行政通信網の再整備による要綱及び要領の改正に伴い、名称及び通信の種類・手段の修正 ・資料件名の修正
第3節	避難対策	・応急仮設住宅等の対策について、事前対策で示している各種住宅供給マニュアル等を応急活動対策でも活用することを追記
第9節	ライフラインの応急復旧活動	・指定公共機関の社名変更に伴う修正
第12節	広域的応援体制	・防災行政通信網の再整備に伴う電話番号の修正

第5章 復旧・復興対策		<ul style="list-style-type: none"> ・県が、東日本大震災時にきめ細かな支援を行った経験を、本県における復旧・復興段階の被災者支援に生かす必要があることを追記
第1節	復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者一人ひとりの状況を把握したうえでの、きめ細かな支援体制の確保について追記 ・新型コロナウイルス感染症に関する内容を削除
第2節	復興対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者一人ひとりの生活再建状況や支援ニーズの把握に努めることを追記